

令和8年度 廿日市市止水板設置補助金申請の手引き

1 補助対象

- (1) 止水板の購入
- (2) 止水板の設置に必要な工事(止水板設置箇所における内外壁の防水工事、土間コンクリート打設工事等、止水板の設置に必要な工事として一体的に実施する工事等)
- (3) 止水板の効果を得るために必要な関連工事（道路に埋設されている雨水本管等から、敷地内へ雨水が逆流するのを防止するための逆流防止弁の設置等）

○注意○

補助の対象となる止水板は、販売されている製品で、十分な止水性能・耐久性があり、取外しや移動が可能、繰り返し使用が可能なものとします。

止水板そのものを自作した場合や、申請者が自ら止水板の設置工事又は関連工事をする場合に要する工事費用は補助対象となりません。

2 補助対象者

公共下水道全体計画（雨水）区域のうち、過去に浸水被害が発生又は浸水被害が発生するおそれがある対象建物等の所有者又は使用者が対象です。（使用者が申請する場合、所有者の同意が必要）

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、補助対象となりません。

- (1)市税、下水道使用料又は下水道事業受益者負担金若しくは分担金を滞納している方
- (2)国、公共団体等
- (3)暴力団等との関係を有している方
- (4)売買等を目的とした建物等に止水板を設置する方

3 対象建物等

住宅、マンション、店舗、事務所等(これらに付属する駐車場を含む。)の建物です。

4 補助金額

補助対象となる内容にかかる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額で50万円を上限とします。
(千円未満切捨て)

5 申請受付期間

令和8年5月1日(水)から令和9年1月29日(金)まで

6 申請先・お問い合わせ先

〒 738-0033 廿日市市串戸五丁目10番15号

廿日市市建設部 下水道建設課 (電話0829-32-5482)

制度の詳細や申請書類の様式は廿日市市ホームページからダウンロードできます。

7 補助金交付申請

(1) 交付申請方法

廿日市市止水板設置補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を次の提出先まで持参又は郵送若しくは信書便の送付により、提出してください。

〒738-0033 廿日市市串戸五丁目10番15号
廿日市市建設部 下水道建設課

○注意○

補助金交付決定前に購入や工事を行った場合、補助金の交付ができません。
補助金の交付決定通知書がお手元に届くまで、購入や工事はお待ちください。

(2)提出書類(官公庁が発行する書類及び見積書については原本を提出してください。)

ア 廿日市市止水板設置補助金交付申請書(様式第1号)

記入例を参考に記入してください。

イ 申請地の位置図

申請地の位置が確認できる位置図を提出してください。

ウ 止水板設置場所の平面図

玄関、門など敷地内の止水板設置場所が分かる平面図を提出してください。

エ 止水板構造図(仕様書、パンフレット等)

止水板本体の寸法、材質等が分かるパンフレット等の資料を提出してください。

オ 止水板設置工事又は購入の見積書

設置費用の総額、止水板の本体価格、工事費の内訳、消費税額が明記された見積書を提出してください。

カ 止水板を設置しようとする対象建物の登記事項証明書

止水板を設置しようとする対象建物に係る登記事項証明書(申請日前の3か月以内に交付されたもの)を提出してください。

キ 申請者の住民票の写しその他対象建物の使用者であることが確認できる書類

(ア)「ケ 廿日市市税の納税証明書の原本」により、対象建物の住民であることが確認できる場合、提出は不要です。

(イ)(ア)による申請者の確認ができない場合、住民票の写し、対象建物等の賃貸借契約書等、対象建物の使用者であることが確認できる書類を提出してください。

ク 止水板を設置しようとする場所の写真

設置前の状況を確認するため、止水板を設置しようとする場所の写真を提出してください。(プリンターでカラー印刷したもの等)。

ケ 廿日市市税の納税証明書（「市税について滞納がない旨」の証明書）

- (ア)「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書
- (イ)申請には、運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料が必要です(申請手続の詳しい内容については、市税制収納課等でご確認ください)。
- (ウ)申請日前の3ヶ月以内に交付された原本を提出してください。

コ その他、市長が必要と認める書類

- (ア)対象建物が分譲マンションの場合、止水板の設置について、住民の合意が得られている必要がありますので、管理組合等の総会の決議書等、関係者の同意が確認できる書類を提出してください。
- (イ)設置場所が宮島地域の場合、他法令による許可申請等が必要な場合があります。下水道建設課で補助金交付の対象場所となることを確認後、補助金申請前に次のお問合せ先までご相談ください。
- 廿日市市教育委員会教育部文化財課 (電話 0829-30-9205)

(3)受付

申請の受付は、提出先窓口での受付日又は通信日付印の日を基準に先着順に行います。(郵送又は信書便での送付の場合、通信日付が申請期間内のものが有効です。)

申請受付期間内の申請であっても、当該年度の予算の残額が不足した場合、受付できません。

8 補助金交付の決定・補助対象事業着手

(1)交付の決定

申請を受け付けた後、書類及び現地確認により、申請内容を審査します。

審査により、補助金の交付を決定したときは、その結果を廿日市市止水板設置補助金交付決定通知(様式第2号)により通知します。

また、補助金の交付をしないことを決定したときは、その結果を廿日市市止水板設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、通知します。

申請を受付後、申請書及び添付書類に不備がない場合で、2週間程度の審査期間が必要です。

(2)補助対象事業着手

廿日市市止水板設置補助金交付決定通知書(様式第2号)がお手元に届いた後に、購入や工事を行ってください。

9 変更又は中止する場合

申請書の申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合、廿日市市止水板設置補助金交付変更(中止)申請書(様式第4号)を提出してください。

変更の場合、変更内容が分かる書類を添付してください。

10 実績報告・交付請求

(1)実績報告及び交付請求方法

購入や工事が完了した後、完了の日から40日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに廿日市市止水板設置補助金実績報告書兼交付請求書(様式第5号)及び添付書類を持参又は郵送若しくは信書便の送付により、提出してください。(郵便または信書便での送付の場合、通信日付印の日付が提出期限内のものが有効です。)

領収書の発行日が令和9年3月1日(月)以降の場合、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

(2)提出書類

- ア 廿日市市止水板設置補助金実績報告書兼交付請求書(様式第5号)
- イ 設置状況写真及び保管状況写真(プリンターでカラー印刷したもの等)
- ウ 支払額を証明する書類(領収書の写し等)
- エ 口座振替依頼書

11 補助金の交付

(1)補助金額確定通知

提出された実績報告書兼請求書等の内容及び必要に応じて行う現地確認によって審査し、補助金の交付決定の内容やその条件に適合していると認めるときは廿日市市止水板設置補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助金交付決定を受けた申請者に通知します。

(2)補助金の交付

補助金の交付は、補助金額確定通知から30日以内に、口座振替依頼書に記載された金融機関口座に振り込みます。

なお、金融機関口座は、申請者本人名義のものに限ります。

12 その他

(1)止水板の管理

本補助金によって設置した止水板は、盗難を防止することができる場所に保管し、点検や清掃等の適切な管理を行ってください。その際に要する費用は、申請者の負担となります。

(2)廿日市市が実施する調査等への協力

止水板の利用状況、浸水被害の軽減状況など、本市が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

(3)申請回数

対象建物等がある一つの敷地につき、1回のみ申請ができます。ただし、前回の申請から20年以上経過している場合は、再度申請することができます。